

年 月 日

INPIT〇〇県知財総合支援窓口 御中
〇〇銀行・信用金庫・信用組合御中

知財総合支援窓口による支援申込書

住所
氏名
(企業名) 印

当社に対する INPIT 知財総合支援窓口による支援を申し込みます。その際、地域金融機関が守秘義務を負うことを前提として、知財総合支援窓口から提供される情報や支援の内容が地域金融機関（ 銀行・信用金庫・信用組合）にも共有されることについて了承いたします。

【申込企業概要】

企業名	
所在地	
代表者氏名	
代表電話番号	
ホームページの有無 (有の場合ホームページの URL を記載)	
備考	

以上

機能強化派遣専門家による助言シートの提供
(企業訪問は行わず、メール等での助言シート提供)

【ご提供する助言シートの項目】

J-PlatPat から得られる出願状況、保有知財の状況等	
J-PlatPat や当該企業ホームページから見た当社の強み・特徴	
J-PlatPat や当該企業ホームページから見た当社が市場から評価されているポイント	
J-PlatPat や当該企業ホームページから見た当社の競合優位性	
J-PlatPat や当該企業ホームページから見た当社の強みを創出・維持する体制	
その他留意すべき事項	

※別紙 1 に基づき、企業からの依頼があった場合、機能強化派遣専門家による助言シートを提供します。

※強化派遣専門家は、J-PlatPat や当該企業のホームページ等の公開情報を閲覧し、企業にとって気づきとなる事実やポイント、検証すべき事項等について、助言を行います。

※助言シートは特段の指定がなければ、上記のフォーマットでご提供いたしますが、各県の INPIT 知財総合支援窓口及び地域金融機関の協議により、フォーマットを変更することが可能です（詳しくは窓口機能強化事業事務局にお問合せください）。

機能強化派遣専門家による支援シートの提供
(企業訪問は行わず、メール等での支援シート提供)

【ご提供するコメントの項目】

当社の強み・特徴に係る課題、懸念点	
当社が市場から評価されているポイントに係る課題、懸念点	
当社の競合優位性に係る課題、懸念点	
当社の強みを創出・維持する体制に係る課題、懸念点	
当社が上記懸念点や課題を克服するために対応すべき事項、専門家に相談すべき事項	

※別紙 2 に基づく機能強化派遣専門家の助言シートを企業に提供しつつヒアリングを行った結果、当該企業に更なる支援をすべきだと判断され、当該企業の側も支援を受ける意欲があるようであれば、機能強化派遣専門家がもう一度検討を行い、支援提案すべき事項等を含む支援シートを提供いたします。

※支援シートは特段の指定がなければ、上記のフォーマットでご提供いたしますが、各県の INPIT 知財総合支援窓口及び地域金融機関の協議により、フォーマットを変更することが可能です（詳しくは窓口機能強化事業事務局にお問合せください）。なお、支援シートのフォーマットをレポートに準じた形に加工する場合、知財総合支援窓口と地域金融機関の連名で提供することとします。

INPIT〇〇県知財総合支援窓口 御中

当社は、INPIT〇〇県知財総合支援窓口（以下、「貴窓口」という）と地域金融機関との連携スキーム（以下、「本件業務」という）を実施するにあたり、下記の条項を遵守することを誓約いたします。

第1条（機密保持）

1. 当社は、開示を受けた時点から貴窓口から機密である旨指定された情報（以下「機密情報」という）につき、厳重にその機密を保持し、貴窓口の事前の承諾なく、機密情報を第三者に開示、漏洩しないものとする。但し、法令に基づき権限ある官公署から開示の要求があった場合には、当該要求の範囲内で機密情報を開示することができる。その場合は開示の事実を速やかに貴窓口へ通知するものとする。
2. なお、以下の各号に該当する情報は、機密情報から除外する。
 - （1）開示の時点ですでに公知の情報、又はその後開示を受けた者の責によらずして公知となった情報。
 - （2）第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - （3）本契約締結の時点ですでに保有している情報。但し、当事者間にて締結された契約により目的外使用禁止義務を負っている情報については、当該契約の定めに従うものとする。
 - （4）開示された情報によらずして独自に開発した情報。

第2条（他使用目的等の禁止）

当社は、本目的に必要な範囲を超えて、機密情報又は機密情報を含む媒体について、使用、複製、翻訳を行わないものとする。

第3条（機密情報の返却）

当社は、貴窓口が理由のいかに拘わらず機密情報の返還を当社に要求したときは、提供を受けた機密情報のうち、返還可能なものについては、速やかに貴窓口へ返還するものとし、返還不能なもの又は貴窓口が別途指示したものについては、貴窓口の指示に従って速やかに破棄処分するものとする。

第4条（機密保持義務の存続期間）

当社は、本誓約書の作成日より1年間、第1条の機密保持義務を負うものとする。

第5条（個人情報の取扱い）

- 1.当社は、個人情報保護法第2条第1項に基づく個人情報を善良なる管理者の注意をもって、また法令等に従って機密に保持するものとし、貴窓口の書面による事前の承諾を得ずに第三者に開示してはならないものとする。
- 2.前項の規定にかかわらず、当社は法令に基づき権限ある官公署から開示の要求があった場合には、当該要求の範囲内で個人情報を開示することができる。その場合は開示の事実を速やかに貴窓口へ通知するものとする。
- 3.当社は、個人情報を、本件業務において必要な範囲内でのみ使用することとし、その他の業務に使用しないものとする。
- 4.前条にかかわらず、個人情報に関する機密保持義務は、前条の機密保持義務の存続期間満了後もその効力を有するものとする

年 月 日

金融機関名：

氏 名：

印